

大阪市の取組を紹介します

大阪市では、誰もが生きやすい社会の実現に向け、さまざまな取組を実施しています。
 ここでは、「大阪市LGBTリーディングカンパニー」認証制度
 「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証制度についてご紹介します！

大阪市LGBTリーディングカンパニー認証制度

「大阪市LGBTリーディングカンパニー」認証制度は、性的マイノリティの方々が直面している課題等の解消に向けた取組を、先進的・先導的に推進する事業者等を、本市が一定の基準に則り認証するものです。社内規定で性的指向などによる差別を禁止している、性別にとられない事務服や作業服を従業員に提供している、提供するサービスについて、同性パートナー等を配偶者と同等に扱っているなど20項目があり、10項目以上が該当する場合は最高の三つ星、9~4項目は二つ星、3~1項目は一つ星の認証を行います。認証を受けた事業者等が社会的に認知されることで、その取組が広く普及し、誰もが生きやすい社会の実現に向け、社会全体で取り組んでいくことをめざしています。認証を受けた企業の詳細等については、大阪市HPに掲載しています。



平成31年3月27日 認証書交付式の様子

大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証制度

「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証制度は、法令の遵守に留まらず、「意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり」「仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)支援」「男性の育児や家事、地域活動への参画支援」について積極的に推進する企業等を、本市が一定の基準に則り認証するものです。管理職に占める女性の割合、労働時間縮減の取組の有無、育児休業等の取得実績等20項目があり、該当する項目の内容と数により一つ星認証、二つ星認証、チャレンジ企業の認証を行います。また、認証を受けた企業等のうち、特に優れた取組に対し、毎年度、市長表彰を行っており、平成30年度は、6社が表彰をうけました。認証を受けた企業の詳細等については、女性の活躍を応援するwebサイト「きらめく女性の応援ひろば~未来へレディGo!~」に掲載しています。



新元号になって最初の「KOKOROねっと」はいかがでしたか？「若年層の人たちに“人権”を身近に感じてもらいたい。」という思いから始まった新企画「ダイバーシティ体験ルポ」。大阪で学ぶ学生の皆さんに協力してもらい、人権をテーマに次号も取材する予定です。次号は12月発行です。ぜひご覧ください。

INFORMATION



2019年度なんば市民セミナー はじめて知るLGBT ~LGBTって何だろう?~

みんな違う人間。でもみんな同じ人間。LGBTについて知ること、個性を認め合う社会の実現に向けてのはじめの一步を学びます。

- LGBTっていったい何のこと?
- LGBTは生まれつき?
- LGBTはなぜ周りにいないの?
- LGBTは何に困ってるの?
- LGBTにどう接したらいいの? など



LGBTの啓発活動に取り組んでいる、一般社団法人結婚トータルサポート協会の公認講師が、これらの疑問にお答えします。

日時：7月13日(土) 13:30~16:00
 場所：難波市民学習センター
 浪速区湊町1-4-1 OCATビル4階
 (最寄駅:Osaka Metro各線「なんば駅」、JR「難波駅」)
 定員：先着40名
 参加費：無料
 申込：事前に電話・来館・インターネット「いちようネット」にて

問い合わせ 大阪市立難波市民学習センター
 ☎ 06-6643-7010
 FAX 06-6643-7050

平成30(2018)年度 人権啓発キャッチコピー 入選作品をご紹介します!

昨年度、人権課題のテーマに沿った人権啓発キャッチコピーを募集しましたところ、7,692作品のご応募をいただきました。その中から入選作品の一部をご紹介します。

- 大阪市長賞
- [小学生(低学年)の部] 篠原 亜耶香さん
いじめはね、いのちをうぼう、だいいっぱ
 - [小学生(高学年)の部] 川副 愛里さん
いじめはね やめるじゃなくて、はじめない
 - [中学生の部] 横溝 麻志穂さん
虐待のこどもを守る地域の目
 - [高校生の部] 北村 向日葵さん
見つめよう 画面の向こうにある心
 - [一般の部] 小林 功さん
見逃すな じっと耐えてる 子のサイン



その他の入選作品については、大阪市HPをご覧ください。



全国一斉「子どもの人権110番」 強化週間

~平日時間延長と土日の開催~

「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未成熟であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合があります。「子どもの人権110番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話であり、子どもだけでなく、大人もご利用可能です。電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します(インターネットでも相談を受け付けています。)

0120-007-110
 強化週間 8月29日(木)~9月4日(水)
 受付時間 8:30~19:00
 但し、8月31日(土)・9月1日(日)は10:00~17:00
 ※この期間外も平日8:30~17:15は開設
 相談内容 いじめ、不登校、体罰、児童虐待など
 子どもの人権問題
 相談担当者 人権擁護委員、法務局職員
 問い合わせ 大阪法務局人権擁護部 ☎06-6942-9496



子どもの人権SOSミニレター をご存知ですか?

法務省の人権擁護機関では、全国の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター(便箋兼封筒)」を配布しています。「子どもの人権SOSミニレター」は、学校における「いじめ」や体罰、家庭内での虐待など、相談したいことを書いてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届き、人権擁護委員や法務局職員が、希望する連絡方法(手紙・電話)で返事してくれます。切手を貼る必要はありません。ミニレターが必要な場合は、「子どもの人権110番(0120-007-110・フリーダイヤル)」までお電話ください。

問い合わせ 大阪法務局人権擁護部
 ☎06-6492-9496

料金受取人払郵便
 大阪西局 承 認
 3506
 差出有効期間 令和2年2月29日まで
 (切手不要)
 大阪市西区立売堀4-10-18
 阿波座センタービル1階
 大阪市人権啓発・相談センター 行

※個人情報の取扱いについて…アンケートから取得しました個人情報は、個人情報保護法及び大阪市個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱います。ご住所・お名前についてはプレゼントの発送のために使用します。年齢については情報誌にかかる統計データ作成のために使用します。

〒
 ご住所 〒
 お名前 年齢 歳